

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）
に対する意見募集の結果

No.	意見提出者（順不同）	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
1	匿名	マイナンバーカードの交付に関して代理人の書類提出が準ずるものとのことですが、成りすましや不正受取を防止するのに簡易化なんてしたら駄目なのではないですか？ そもそもマイナ保険証やマイナ免許証など欠陥ばかりでトラブル続きの制度の改善か廃止の方が先ではないでしょうか？	今回の改正についてはマイナンバーカードの交付時の代理人の本人確認の措置について、本人確認書類の提示に準ずるものとしてカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の一部の送信及び当該電磁的記録の確認を行うことを可能とできるようにするものです。 当該電磁的記録については、個人番号カードと同じ記録事項及び顔写真を確認することができ、また、真正な利用者の電磁的記録であることを担保する措置が取られていることから、本人確認書類の提示と同じく厳格な本人確認を行うことが可能です。	無
2	匿名	不正利用防止について、条文内に不正利用防止の義務を設けるべき。	今回の改正についてはマイナンバーカードの交付時の代理人の本人確認の措置について、本人確認書類の提示に準ずるものとしてカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の一部の送信及び当該電磁的記録の確認を行うことを可能とできるようにするものです。	無